

## 鹿児島市 平成 30 年度介護保険制度改正等説明会

### 福祉用具貸与・特定福祉用具販売 ー 個別資料 ー

平成 30 年 3 月 22 日 15:15～

- 事前掲載資料について、当日会場では資料の配布を致しません。  
各自印刷の上、ご持参ください。
- 今回の説明会に使用する省令・告示・通知等の原文は、現段階で国が示した改正(案)です。
- 正式な改正省令・告示・通知やQ & A等は、厚生労働省の通知発出後、鹿児島市ホームページ(介護保険関連情報)に掲載致します。
- 今回の報酬改定等に関するご質問は、ホームページ掲載の質問票にて受付けます。(当日の質問受付け・回答は致しません。)
- 会場駐車場は限りがございます。公共交通機関をご利用ください。

以上、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

# 16. 福祉用具貸与

## 16. 福祉用具貸与

### 改定事項

- ①貸与価格の上限設定等
- ②機能や価格帯の異なる複数商品の掲示等

## 16. 福祉用具貸与 改定事項の概要

### ①貸与価格の上限設定等

- 福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。
    - ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格+1標準偏差（1SD）」を上限とする。
    - ・ 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
    - ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
    - ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。
- なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

### ②機能や価格帯の異なる複数商品の掲示等

- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
  - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
  - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
  - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

# 福祉用具貸与の見直し

## 見直しの方向性

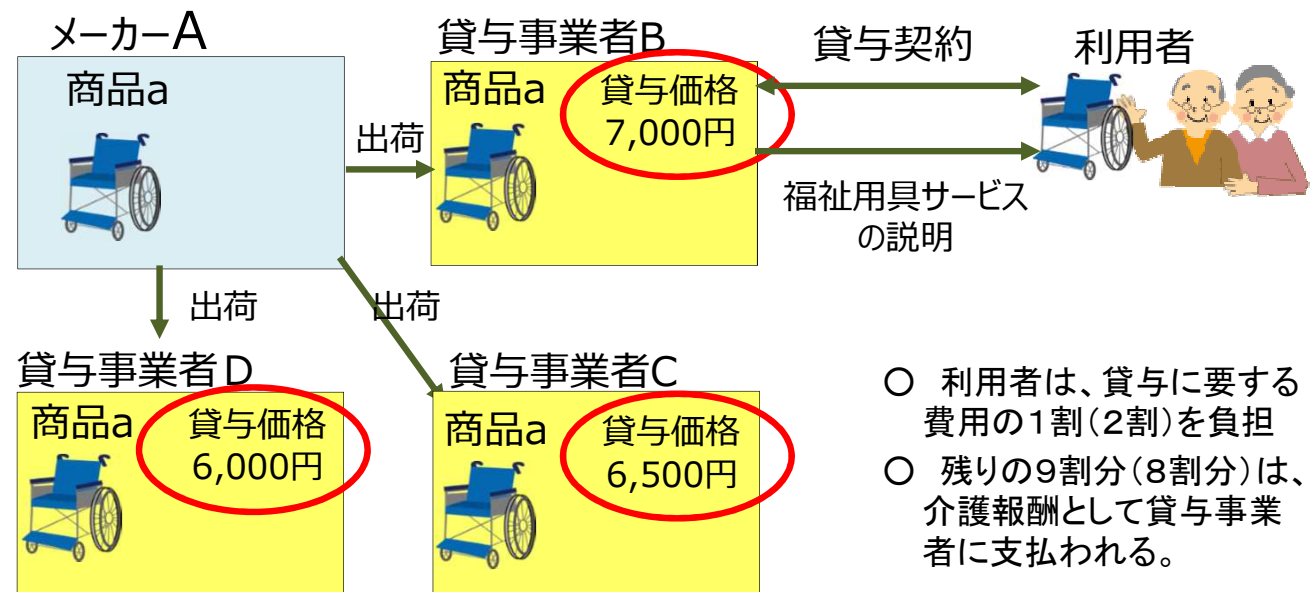
徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。

【平成30年10月施行】

## 福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例:メーカーAの車いすa)でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

\* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



## 見直し内容

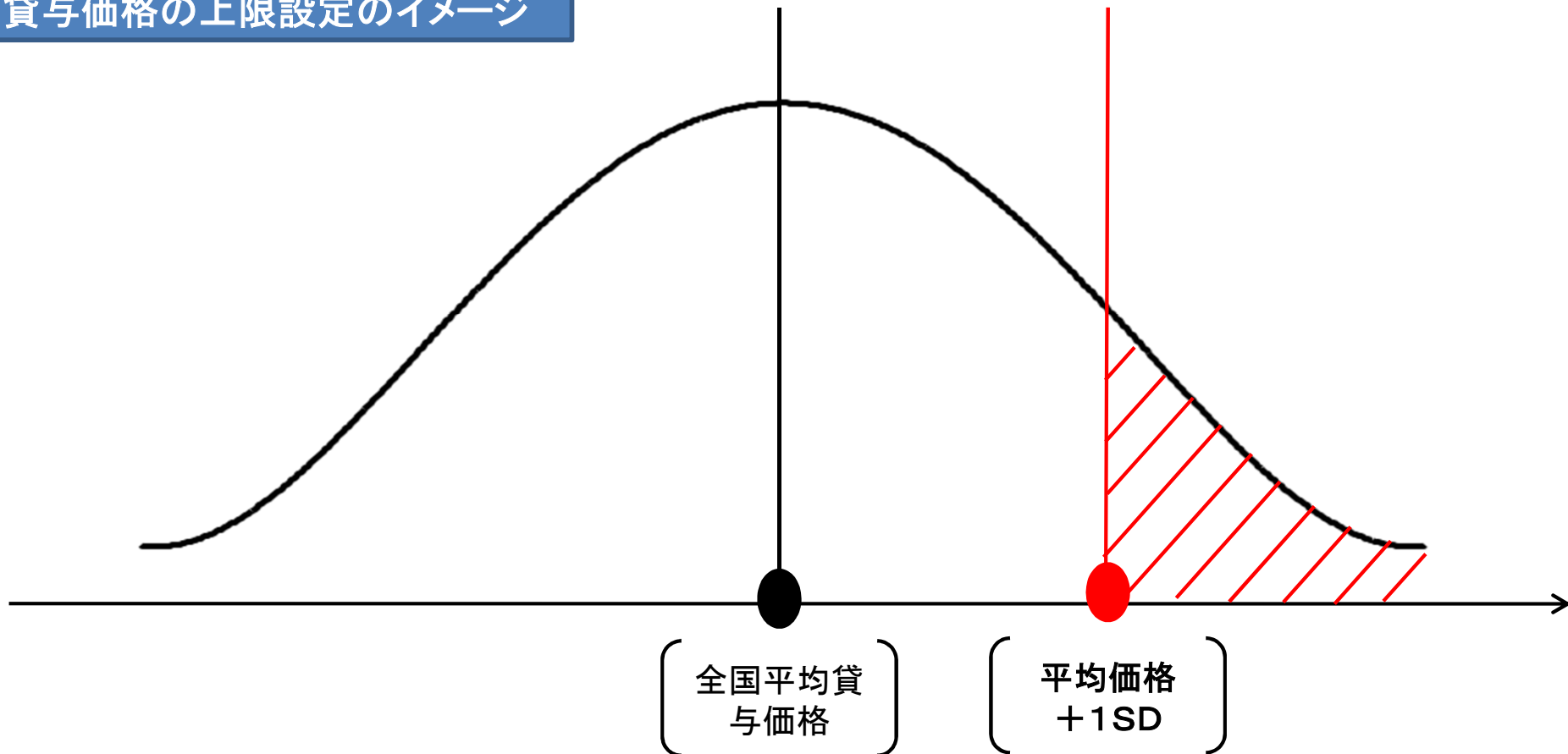
- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定

※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

# 福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」とする。
- ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

## 貸与価格の上限設定のイメージ



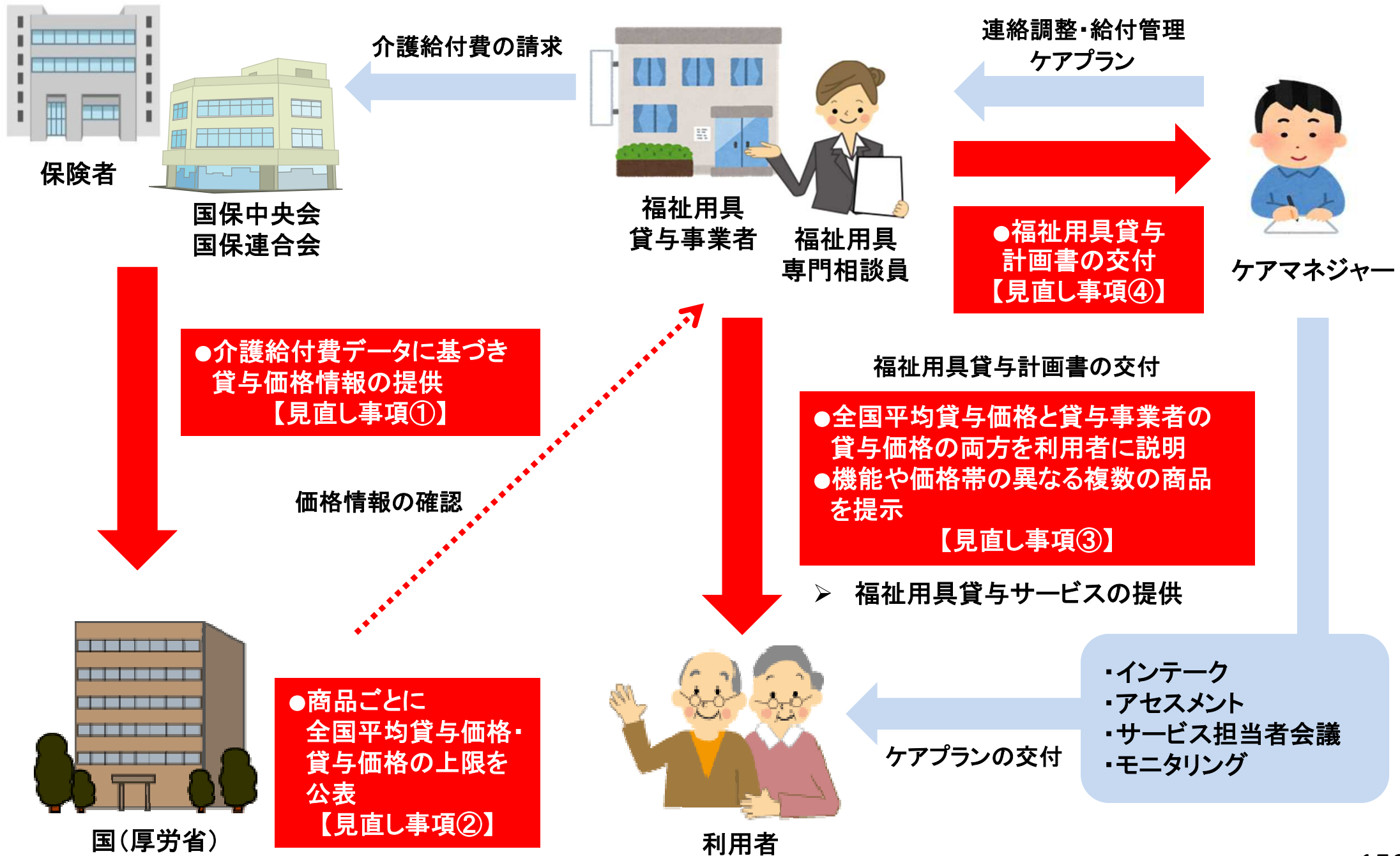
【全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)】

※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)

※ 離島などの住民が利用する場合などは、交通費に相当する額を別途加算

※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い

# 福祉用具貸与の見直しについて（取組のイメージ）



## 6. 福祉用具・住宅改修について

### (1) 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日介護保険部会）及び「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成29年12月18日介護給付費分科会）において、介護保険制度の持続可能性の観点から、制度の改正について明記されたところである。

具体的には、利用者が適切な貸与価格で福祉用具を選択する観点から、

- ・ 国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表するとともに、商品ごとに貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を設定する
- ・ 福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示する

等といった取組を平成30年10月（複数商品の提示等は同年4月）から実施することとしている。

本年度においても、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会、福祉用具関係団体等と連携を図りながら、貸与価格の全国的な状況を把握するための仕組みの構築など、必要な検討や取組を進めてきたところであるが、今般の改正内容が適切かつ円滑に実施されるよう、下記について、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくようお願いする。

◀ 7 ▶

#### ① 介護給付費明細書への商品コードの記載

福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「貸与価格の全国的な状況の把握について」（平成29年8月25日老高発0825第1号）及び「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」（平成29年10月19日老高発1019第1号・老老発1019第1号）でお知らせしたとおり、平成29年10月貸与分（11月請求分）から、介護給付費明細書にTAISコード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載いただくこととしたところである。

平成29年9月30日時点の商品コードについては、「介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて」（平成29年10月19日事務連絡）でお知らせしたところであるが、平成30年度以降に貸与される新商品（現在、暫定的なコードを使用している商品（※）を含む。）についても同様に、介護給付費明細書へ商品コードの記載が必要となる。

このため、当該商品を取扱う福祉用具の製造事業者又は輸入事業者においてTAISコードを取得する場合は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページ等を



確認の上、必要な手続を行っていただくようお願いする。なお、T A I Sコードは現在も随時受付を行っている。

また、T A I Sコードを取得しない場合は、福祉用具届出コードの取得が必要となるため、平成 30 年度予算（案）において所要の経費を計上し、本年 4 月から福祉用具届出コードの受付を行うことを予定しており、具体的な取得の手続等については別途お知らせする。

なお、本年 4 月以降は、いずれのコードについても、原則、毎月 10 日までに受け付けた申請は、翌月 1 日に付与・公表することを予定している。

(※) 介護給付費明細書に記載する暫定的なコードの使用については、平成 30 年 5 月貸与分（6 月請求分）までを予定している。

## ② 全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定

平成 29 年 9 月 30 日までに商品コードを取得した商品については、本年 7 月を目途に、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限を公表することを予定している（貸与件数が月平均 100 件未満の商品を除く。）。

公表した貸与価格の上限については、平成 30 年 10 月貸与分（11 月請求分）から適用することとする。

また、平成 31 年度以降、新商品（平成 29 年 10 月以降に商品コードを取得した商品を含む。）については、3 か月に 1 度の頻度で全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定を行うほか、公表された全国平均貸与価格及び設定された上限については、概ね 1 年に 1 度の頻度で見直しを行うこととしている。

ただし、これらの取組については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

◀ 8 ▶

## ③ 機能や価格帯の異なる複数商品の提示等

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、平成 30 年 4 月以降、福祉用具専門相談員においては、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示するほか、利用者に交付する福祉用具貸与計画書について、ケアマネジャーにも交付することとしている。また、平成 30 年 10 月からは、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格も利用者に説明することとしている。

これら複数商品の提示等に当たっては、本年度の老人保健健康増進等事業において、一般社団法人福祉用具専門相談員協会が必要な説明様式を作成し、当該説明様式については、「一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が主催する説明会・研修の協力について（福祉用具の見直し関係）」（平成 29 年 9 月 28 日事務連絡）でお知らせしたところであり、適切かつ円滑な実施に向けて、御活用いただくようお願いする。

## (2) 住宅改修の見直しについて

住宅改修については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成28年12月9日介護保険部会）において、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として、その給付のあり方が明記されたところである。

具体的には、工事価格の設定が住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題があることから、

- ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示す
- ・ 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、ケアマネジャーが利用者に説明する
- ・ 建築の専門職や福祉の専門職が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開するといった取組を進めることとしている。

厚生労働省においては、本年度、一般社団法人シルバーサービス振興会が実施する老人保健健康増進等事業を活用し、実際の取組事例の把握・整理等を行っており、当該取組事例については、別途見積書類の様式と併せてお知らせするので、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

II 介護保険制度の持続可能性の確保

2. 給付のあり方

(2) 福祉用具・住宅改修

【福祉用具】

- 福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。
- この福祉用具については、価格の設定に当たっては、通常、商品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれているが、価格の設定が事業者の裁量によることから、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在するなどの問題がある。
- このような状況を踏まえ、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作ることが適当である。
- また、利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づけることが適当である。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付することとするのが適当である。
- さらに、福祉用具貸与は保険料や公費を原資としていることを踏まえ、適切な貸与価格を確保するため、貸与価格については、自由価格を基本としつつも、一定の歯止めを設けることが適当である。  
具体的には、貸与価格に一定の上限を設けることが適当である。その際、離島などの住民が利用する場合などについては、現行と同様に、交通費の加算を認めることとするのが適当である。
- また、これらの前提として、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ることが適当である。
- このほか、価格の透明化と利用者の選択を推進する観点から、福祉用具の貸与価格について、本体価格と搬送費や保守点検費用を分けて提示すべきとの意見があった一方で、事務コストとの兼ね合いもあり、その必要性を疑問視する意見があった。  
また、福祉用具については、利用者の負担増や公定価格の設定等をすべきとの意見や将来的に給付の対象について議論すべきという意見もあったが、現行制度の維持を求める意見があった。  
さらに、福祉用具の利用に際しては、リハビリテーション専門職の関与が重要との意見があった。

介護保険制度の見直しに関する意見(抄)  
(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会)

福祉用具貸与の見直し

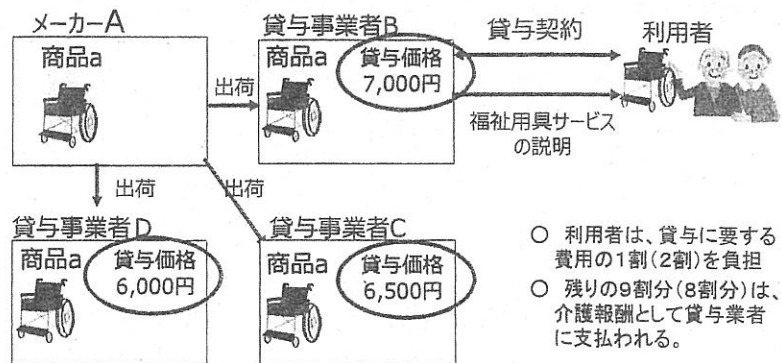
見直しの方向性

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。  
【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品(例:メーカーAの車いすa)でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

\* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



- 利用者は、貸与に要する費用の1割(2割)を負担
- 残りの9割分(8割分)は、介護報酬として貸与業者に支払われる。

見直し内容

- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定  
※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

## II 平成30年度介護報酬改定の基本的な考え方とその対応

### 4. 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

#### (1) 評価の適正化・重点化

##### ① 福祉用具貸与の価格の上限設定等

###### 【福祉用具貸与】

現行の貸与商品については、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定が適用されるが、平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。

公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。

全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。

なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

##### ② 機能や価格帯の異なる複数の福祉用具の提示等

###### 【福祉用具貸与】

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。

- ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること
- ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること
- ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること

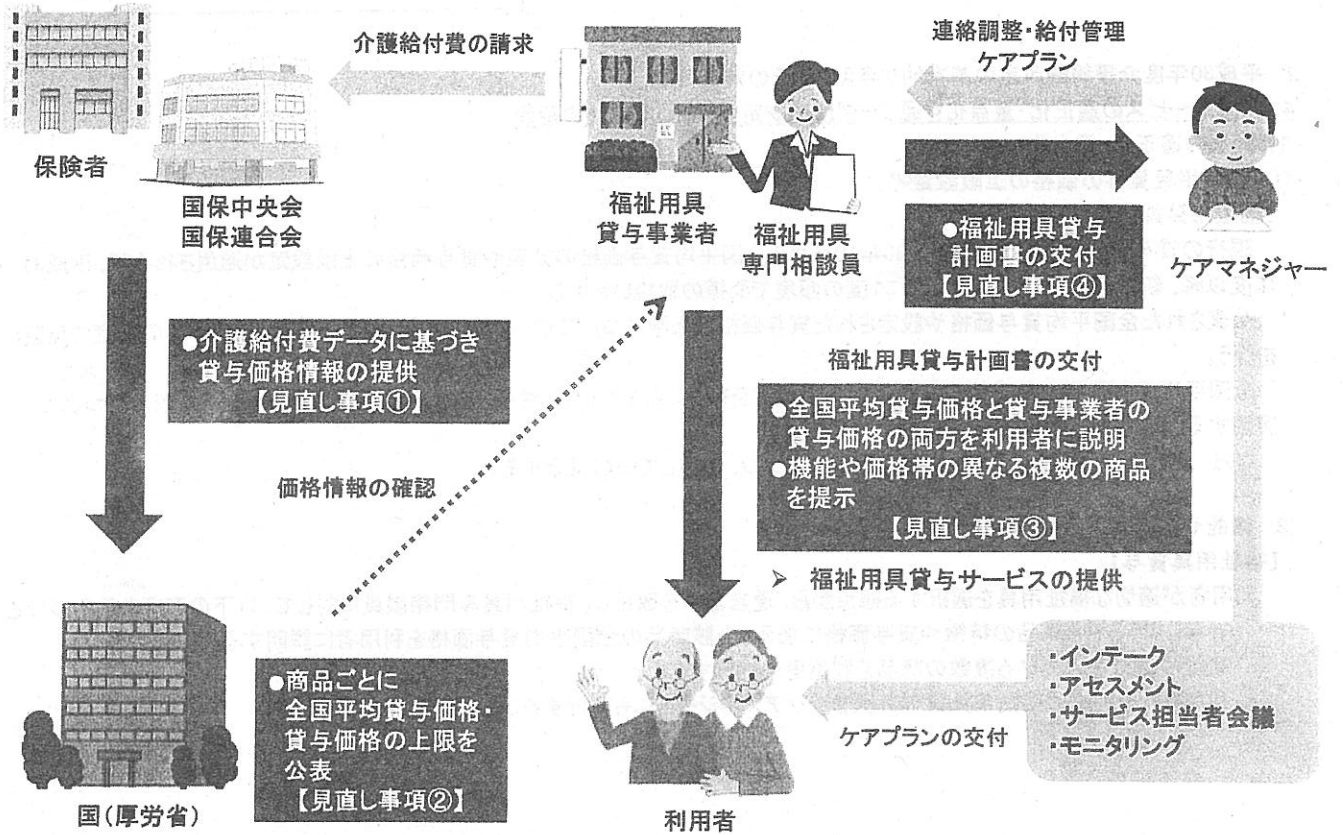
## IV-① 福祉用具貸与の価格の上限設定等

- 福祉用具貸与について、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う(平成30年10月)。
- 福祉用具専門相談員に対して、商品の特徴や貸与価格、当該商品の全国平均貸与価格を説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づける。

### 福祉用具貸与

- 福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。また、詳細について、以下の取扱いとする。
  - ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」を上限とする。
  - ・ 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
  - ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
  - ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。
- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
  - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
  - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
  - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

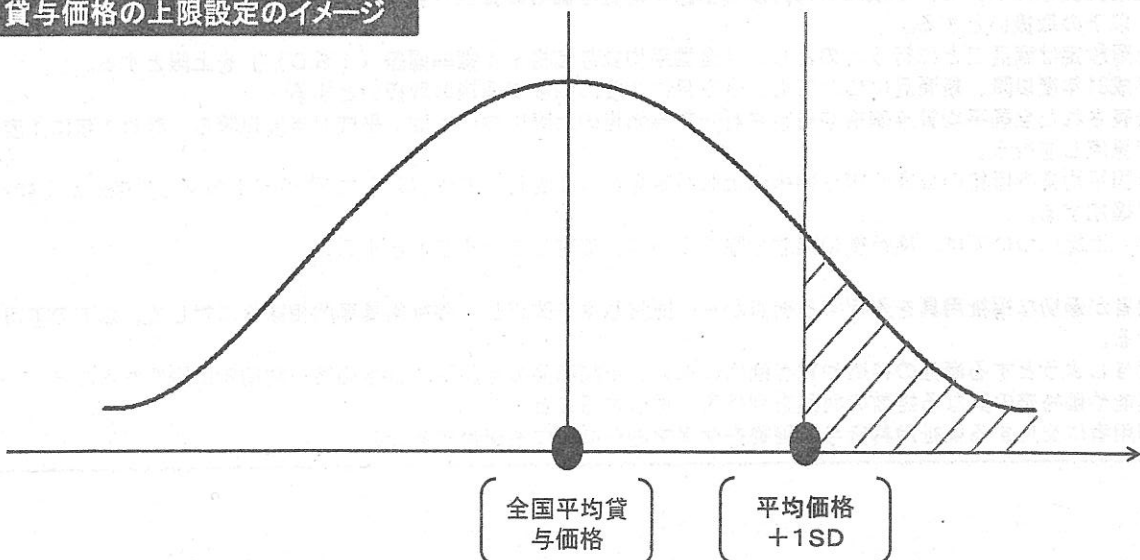
## 福祉用具貸与の見直しについて（取組のイメージ）



## 福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
  - 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」とする。
- ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

### 貸与価格の上限設定のイメージ



【全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)】

※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)

※ 離島などの住民が利用する場合などは、交通費に相当する額を別途加算

※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

### 2. 給付のあり方

#### (2) 福祉用具・住宅改修

##### 【住宅改修】

- 住宅改修は、段差の解消や手すりの設置などを通じて、高齢者の自立を支援する役割を担っているが、価格の設定は住宅改修を行う事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。
- このような状況を踏まえ、住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、以下の取り組みを進めるのが適当である。
  - ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す。
  - ・ 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明する。
- また、建築の専門職や理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を、国が広く紹介することを通じて、これらの取り組みを全国的に広げていくことが適当である。
- このほか、住宅改修事業者の登録制度の導入を求める意見があった一方で、市町村の判断に委ねるべきとの意見があった。また、複数事業者からの見積りについて一律に義務を課すことは事務負担が過大であるとの意見があった。利用者負担については、所得や資産に応じた限度額設定や利用者の負担増を求める意見があった一方で、現行制度維持を求める意見があった。

## 住宅改修の見直し

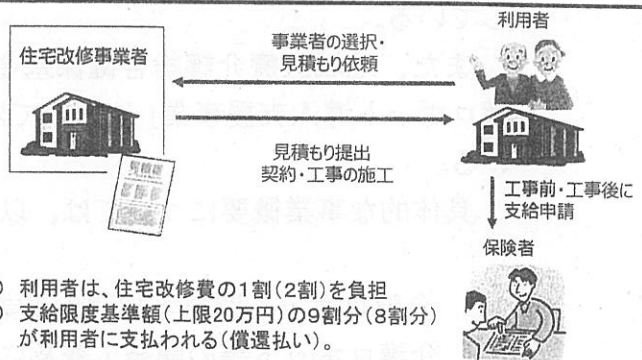
<< 13 >>

### 見直しの方向性

住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための取組を進める。

### 住宅改修の仕組み

- 住宅改修を行おうとするときは、申請書に必要な書類(理由書や見積書類)を添えて、工事前に保険者に提出するとともに、工事完成後、保険者の確認を受ける。
- 工事価格の設定は住宅改修事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキがある。  
 \* 住宅改修…手すりの取付け、段差の解消など



### 見直し内容

- 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を、国が示す
- 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、利用者に対する説明を促進
- 建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開

## 7. 介護ロボットの推進について

### (1) 介護ロボットの開発・普及の促進について

介護ロボットについては、要介護高齢者の増加など介護ニーズが増大していく中で、高齢者の生活の質の維持・向上や介護者の負担軽減に資する観点から、その活用が期待されている。

昨年6月に閣議決定された「未来投資戦略 2017」では、介護分野において講ずべき施策として、「ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上」が明記されたところである。

これらを踏まえ、昨年10月には、経済産業省と共に「ロボット技術の介護利用における重点分野」を改訂し、重点的に開発等の支援を行う分野（①移乗介助、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援）の拡充（下線部分）を行ったところであり、平成30年度以降、新たな開発や実用化に向けた取組を進めることとしている。

また、平成30年度介護報酬改定においては、特別養護老人ホーム等において、見守り機器を導入した場合、一定の業務効率化等が確認できたことから、これを評価することとしている。

厚生労働省においては、介護ロボットの開発と普及の好循環を実現できるよう、今後とも必要な取組を進めていくこととしている。

### (2) 介護ロボット関係事業について

平成30年度予算（案）においては、介護現場のニーズを介護ロボットの開発内容に反映させるほか、効果的な介護技術を構築するなど、各段階で必要な支援を行うため、「介護ロボット開発等加速化事業」を実施することとしている。

また、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）で実施する「介護ロボット導入支援事業」については、補助額等の見直しを行うこととしている。

具体的な事業概要については、以下のとおりである。

- ① 介護ロボット開発等加速化事業 <平成30年度予算（案）3.7億円>  
介護ロボット等の開発・普及について、介護現場と開発企業の協議を通じ、着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

(ア) ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置事業

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について介護現場と開発企業が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

本事業は、福祉機器等に精通した専門家が所属する事業機関を公募の上、介護現場、開発企業、関係機関による協議会を構成するものである。

平成30年度予算(案)においては、提案から開発までを牽引できる人材として「プロジェクトコーディネーター」を育成・配置するほか、全国規模で協議会を設置(各都道府県内に1つの協議会を設置)することを予定している。

(イ) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボット等の開発が促進されるよう、試作機器等について、専門職が専門的なアドバイスを行うアドバイス支援、介護現場で実証を行うモニター調査を実施するほか、フォーラム等を通じて成果の普及啓発を行うことにより、介護ロボット等の実用化を促す環境を整備する。

(ウ) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

本事業は、福祉機器等に精通した専門家が所属し、介護現場や開発企業と連携して取り組むことができる事業機関を公募の上、介護ロボットの導入から実証までを総合的に支援する。

② 介護ロボット導入支援事業

介護ロボットの普及促進策として、平成27年度から地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)で実施する事業の一つに本事業を設け、介護施設等に対する介護ロボットの導入費用の助成を行っている。

平成30年度においては、補助額について、現行の1機器あたり10万円から30万円(60万円未満のものは価格に2分の1を乗じた額が上限)に増額することとしている。

また、対象範囲についても、コミュニケーション(高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器)及び介護業務支援



(ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器)を新たに追加することとしている。

その具体的な取扱いについては、事務連絡で別途お知らせするので、各都道府県におかれては、あらかじめ御了知いただくとともに、本事業の積極的な実施をお願いします。

(3) 平成30年度介護報酬改定(介護ロボットの活用の促進)について

特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設けることとしている。

具体的には、特別養護老人ホーム又は短期入所生活介護において、

- ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数について、最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること
- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること
- ・ 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること

を要件として、夜勤職員配置加算の算定を可能とすることとしている。

未来投資戦略2017 本文

- ⑤ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上
- ・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。
  - ・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを牽(けん)引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する。また、ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる。加えて、生活支援ロボットの安全性に関する規格であるISO13482と海外制度との連携を進めるための評価・試験データ取得等を支援し、ロボット介護機器のスムーズな海外市場展開を図る。

ロボット介護機器の開発重点分野の改訂（平成29年10月）

※赤字文字が改訂(追加)分野

移乗支援	移動支援	排泄支援	見守り・コミュニケーション	入浴支援
<p>○装着</p>  <p>・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器</p> <p>○非装着</p>  <p>・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器</p>	<p>○屋外</p>  <p>・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器</p> <p>○屋内</p>  <p>・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器</p> <p>○装着</p>  <p>・高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器</p>	<p>○排泄物処理</p>  <p>・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ</p> <p>○トイレ誘導</p>  <p>・ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器</p> <p>○動作支援</p>  <p>・ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器</p>	<p>○施設</p>  <p>・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム</p> <p>○在宅</p>  <p>・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム</p> <p>○生活支援</p>  <p>・高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器</p>	<p>○入浴支援</p>  <p>・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器</p> <p>介護業務支援</p>  <p>・ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器</p>

## 介護ロボット開発等加速化事業

○ 平成30年度予算(案)  
3.7億円

### 概要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

### 事業内容

#### ○ ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

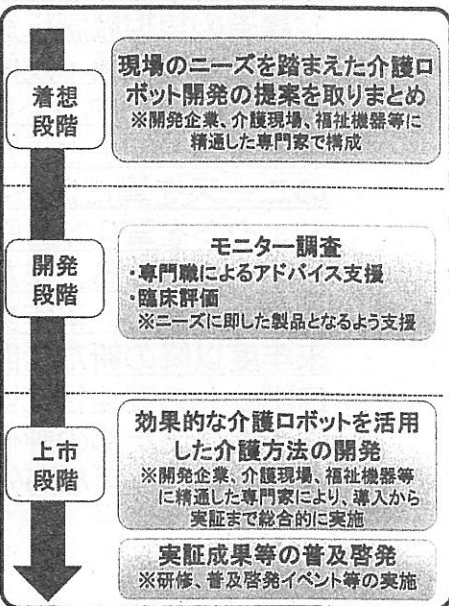
開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

#### ○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

#### ○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。



### ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

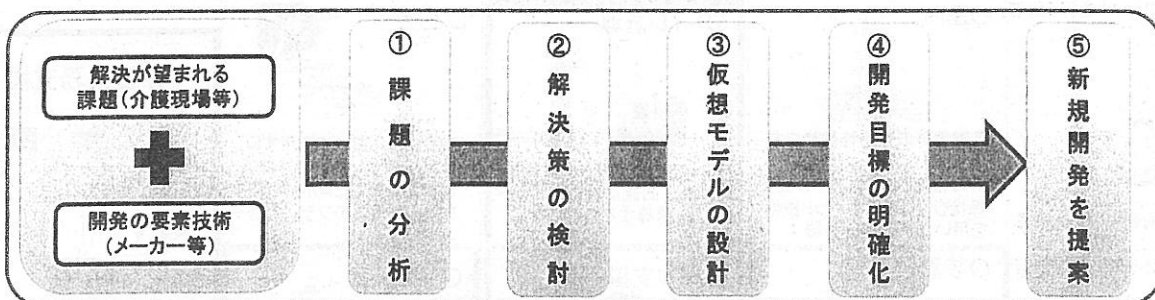
○ 平成30年度予算(案)  
介護ロボット開発等加速化事業(3.7億円)の内数

○ 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

※ 協議会では、現場のニーズを共有するほか、既存の介護システムの課題分析、解決策の検討を行い、介護現場で効果的に活用される機器の開発に向けた検討を行う。

※ 協議会で取りまとめられた提案は、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(経済産業省)等と連携を図り、現場のニーズを踏まえた開発に結び付くようにする。

#### ニーズ・シーズ連携協調のための協議会



連携

「ロボット介護機器開発・標準化事業」(経済産業省)等

(参考)プロジェクトコーディネーターの位置付け

- 平成28年度から、開発企業や介護現場等が協議し、介護現場のニーズを反映したロボット開発の提案内容を取りまとめる「ニーズ・シーズ連携協調協議会」を実施
- 本提案内容が経済産業省の開発事業や民間企業の開発等に結び付けられるよう、提案から開発までを牽引する「プロジェクトコーディネーター」を新たに育成・配置

プロジェクトコーディネーターの位置付け

ニーズ・シーズ連携協調協議会



介護現場のニーズを反映したロボット開発の提案

経済産業省  
開発事業  
民間企業

- 新たに育成・配置(開発までを牽引)  
(想定される人材)  
介護現場及びロボット開発に関して十分な知見や経験を有する者  
・福祉関係専門職(作業療法士等)  
・工学・機械関係専門職 等

福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

○平成30年度予算(案)  
介護ロボット開発等加速化事業(3.7億円)  
の内数

【具体的な取り組み内容(平成30年度)】

相談窓口の設置

介護ロボットの活用や開発等に関する相談窓口を開設

- 電話による相談
- ホームページによる相談



実証の場の整備

実証に協力できる施設・事業所等をリストアップし、開発の状態に応じて開発側へつなぐ。

- ホームページにて募集
- 協力施設・事業所等に対する研修



モニター調査の実施

開発の早い段階から試作機器等について、協力できる施設・事業所等を中心にモニター調査を行う。

- 介護職員等との意見交換
- 専門職によるアドバイス支援
- 介護現場におけるモニター調査



普及・啓発

国民の誰もが介護ロボットについて必要な知識が得られるよう普及・啓発を推進していく。

- パンフレットの作成
- 介護ロボットの展示・体験
- 介護ロボットの活用に関する研修 等



その他

- 介護現場におけるニーズ調査の実施
- 介護現場と開発現場との意見交換の場の開催 等

## 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

○平成30年度予算(案)  
介護ロボット開発等加速化事業(3.7億円)  
の内数

### 1. 概要

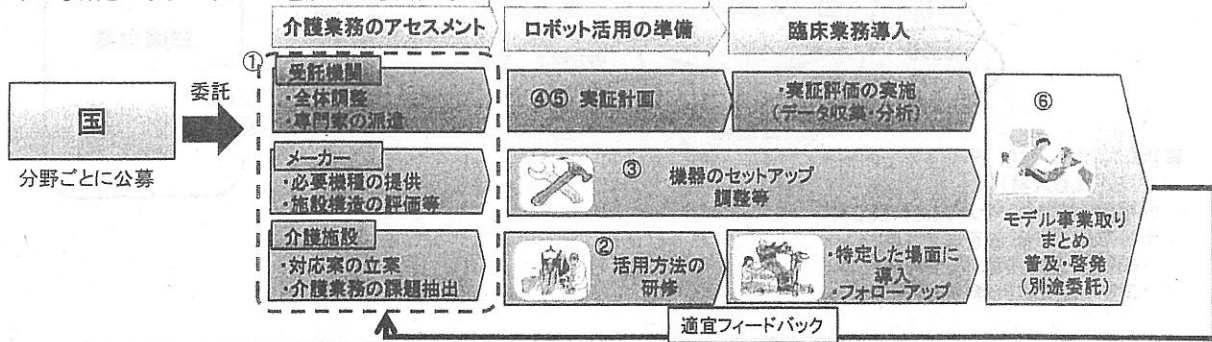
- 介護ロボットの導入を推進するためには、介護ロボットの開発だけでなく、導入する施設において、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要。
- そのため、当事業において、介護ロボットを活用した介護技術の開発までの実現を支援する。

### 2. 事業内容

- 介護ロボット活用による施設介護における課題点をアセスメントし、対応策を講じられるよう、現場の介護業務と介護機器の有効的な使用方法に精通した専門家をモデル事業実施施設(介護施設)に派遣。
- 対象機器は、開発重点分野を基に選定し、5カ所で実施。
- 公募により委託。その他にモデル事業の取りまとめ等の業務支援を別途委託。

### 3. 事業の流れ

- ①受託先機関において、介護施設、メーカー、受託機関が連携して事業実施できる体制を構築。
- ②機器について、介護スタッフに活用方法の研修を行った上で、現場に投入し、活用状況についてフォローアップを行う。
- ③必要に応じて、導入施設の設備や介護方法に応じた、機器・施設のセットアップや改良を行う。
- ④必要に応じて、メーカーに機器の改善点をフィードバックした上で、導入機器の再選定を行う。
- ⑤普及モデル化を見据えた適切な実証計画を企画・立案。
- ⑥モデル事業をとりまとめ、広く普及・啓発を行う。



## 介護ロボット導入支援事業【地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)】

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

<< 20 >>

### 対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
- 都道府県が提出された計画内容を判断

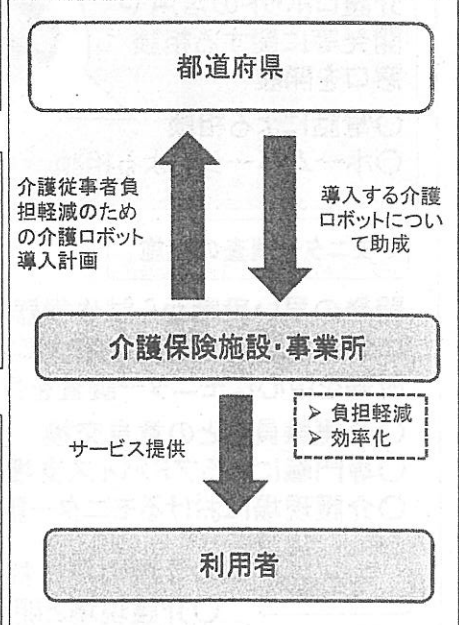
### 対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成  
<記載内容>  
 >達成すべき目標 >導入すべき機種 >期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すこと  
 とで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、**介護業務支援**で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

### 補助額等

- 補助額**  
1 機器につき補助額10万円(30万円)。ただし20万円(60万円)未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- 一回当たりの限度台数**
  - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
  - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- 介護ロボット導入計画との関係**  
一計画につき、一回の補助とする。

### 事業の流れ



※下線部は平成30年度から拡充予定

### Ⅲ-② 介護ロボットの活用の促進

社保審一介護給付費分科会  
資料抜粋(平成30年1月26日)

- 特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設ける。

#### 介護老人福祉施設、短期入所生活介護

- 夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について見直しを行う。

#### 現行の夜勤職員配置加算の要件

- 夜勤時間帯の夜勤職員数：  
夜勤職員の最低基準+1名分の人員を多く配置していること。

#### 見守り機器を導入した場合の 夜勤職員配置加算の要件

- 夜勤時間帯の夜勤職員数：  
夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること。
- 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。
- 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

別紙 1 - 1

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

の間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

の間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

注（略）

11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注（略）



33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム(介護専用型) 2 軽費老人ホーム(介護専用型) 3 養護老人ホーム(介護専用型) 5 有料老人ホーム(混合型) 6 軽費老人ホーム(混合型) 7 養護老人ホーム(混合型)	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 身体拘束廃止取組の有無 1 なし 2 あり 人居継続支援加算 1 なし 2 あり 生活機能向上連携加算 1 なし 2 あり 個別機能訓練体制 1 なし 2 あり 夜間看護体制 1 対応不可 2 対応可 若年性認知症入居者受入加算 1 なし 2 あり 看取り介護加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算 3 加算 サービス提供体制強化加算 1 なし 2 加算 イ 3 加算 ロ 4 加算 5 加算 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算 5 加算 2 加算 3 加算 4 加算	1 なし 2 あり
27	特定施設入居者生活介護(短期利用型)	1 有料老人ホーム(介護専用型) 2 軽費老人ホーム(介護専用型) 5 有料老人ホーム(混合型) 6 軽費老人ホーム(混合型)		職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 夜間看護体制 1 対応不可 2 対応可 若年性認知症入居者受入加算 1 なし 2 あり サービス提供体制強化加算 1 なし 2 加算 イ 3 加算 ロ 4 加算 5 加算 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算 5 加算 2 加算 3 加算 4 加算	1 なし 2 あり
17	福祉用具貸与			特別地域加算 1 なし 2 あり 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 1 非該当 2 該当 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) 1 非該当 2 該当	
43	居宅介護支援			特別地域加算 1 なし 2 あり 中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況) 1 非該当 2 該当 中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況) 1 非該当 2 該当 特定事業所集中減算 1 なし 2 あり 特定事業所加算 1 なし 2 加算 3 加算 4 加算 特定事業所加算 1 なし 2 あり ターミナルケアマネジメント加算 1 なし 2 あり	

35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入居者受入加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算 3 加算	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算 イ 3 加算 ロ 4 加算 5 加算	
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算 5 加算 2 加算 3 加算 4 加算					
67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり	/
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	